

住まい



海と山に囲まれた自然豊かな
コンパクトシティでの生活を支援します

湯浅町
独自

定住促進奨励金

▶産業建設課 TEL 64・1124



定住促進と地域活性化のため、若年層を対象に湯浅町でのマイホーム購入をサポートします。

新築・建売購入
100万円

中古住宅購入
40万円

条件

- ・湯浅町に住み続ける意志がある方
- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日までに住宅取得見込みの方
- ・申請者が40歳以下の方
婚姻している夫婦の場合は、どちらかが40歳以下であること
- ・申請者は住宅取得者本人
婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれかまたは共有であること
- ・令和5年4月1日以降に住宅を湯浅町内に新築または建売、中古にて取得した方
- ・玄関、居室、トイレやキッチンを備えており、延べ床面積が50m²以上であること

ー 住みたい 住み続けたいまちを目指して ー

令和5年度

湯浅町の支援施策

結婚・住まい

子育て

農漁業・創業・特産品開発

※各補助金・奨励金には諸条件があります。
詳細は担当課までお問い合わせください。



浄化槽設置整備事業補助金

▶水道事務所 TEL 62・4171



浄化槽の設置に対して補助金を支給します。

5人槽：**33.2万円**

6～7人槽：**41.4万円**

8～50人槽：**54.8万円**

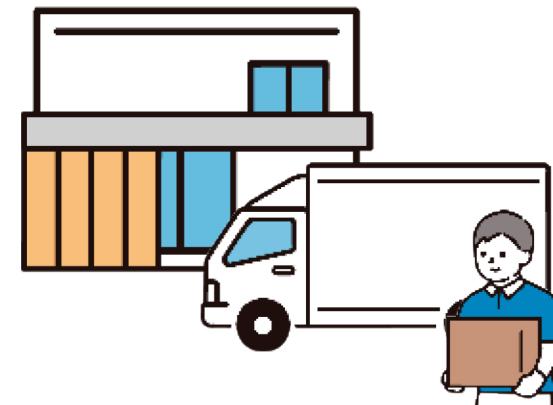
条件

- ・飲食店、民泊なども対象（条件あり）
- ・湯浅町内に浄化槽を設置される方
(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
- ・湯浅町に住所を有し、居住している方
または設置後に居住を予定している方
- ・令和6年3月31日までに設置工事を完了し、
必要書類を提出できる方
- ・浄化槽管理講習会を受講された方

※詳細は広報ゆあさ5月号にて改めてご案内します

湯浅町
独自

所得制限なし!



上限60万円
夫婦共に29歳以下の場合は
上限30万円
を支給

新婚生活をはじめるために必要となる引越し費用、住居費をサポートします。

令和5年度から
スタート
支援事業補助金
▶政策企画課 TEL 63・2552

結婚

新しい生活をスタートする
夫婦をサポートします



条件

- ・湯浅町に住所を有し、居住している方
または設置後に居住を予定している方
- ・令和6年3月31日までに設置完了し、
電力会社と電気受給契約を行う方
- ・過去にこの補助金を受けたことがない方

他にもあります!
こんな制度

住宅耐震改修事業費補助金
▶産業建設課 TEL 64・1124 [P18参照]

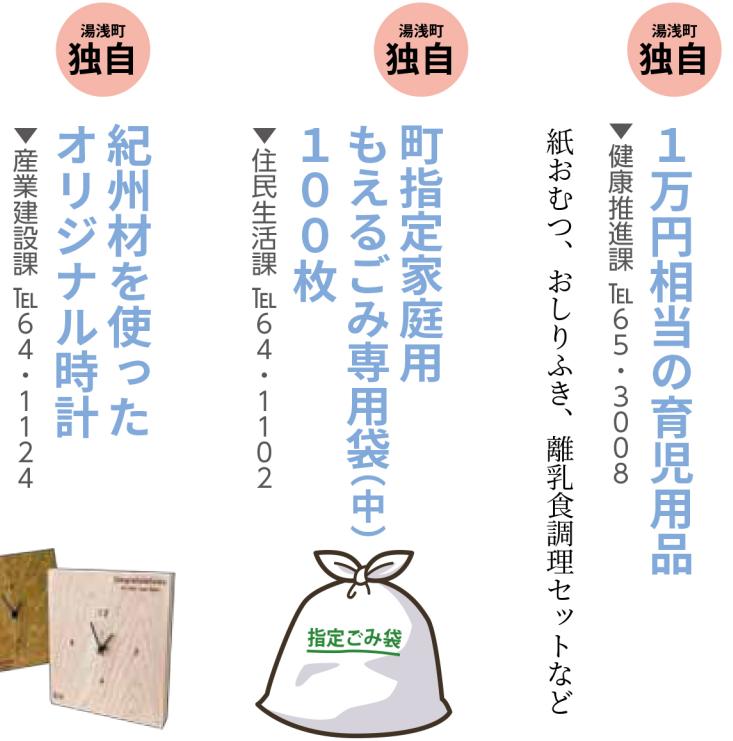


空き家改修事業補助金
▶ふるさと振興課 TEL 64・1112

小・中学校卒業
中学校入学
小学校入学
英和辞典
卒業アルバム



入学・卒業記念品プレゼント



出産祝いプレゼント

お子さまの健やかな成長を願って
出産祝い金

▼健康推進課 TEL 65・3008

令和4年までの祝い金

第1子 1万円
第2子 1万円
第3子 3万円
以降

第1子 ▶▶▶ **10万円**
第2子 ▶▶▶ **20万円**
第3子 ▶▶▶ **30万円**



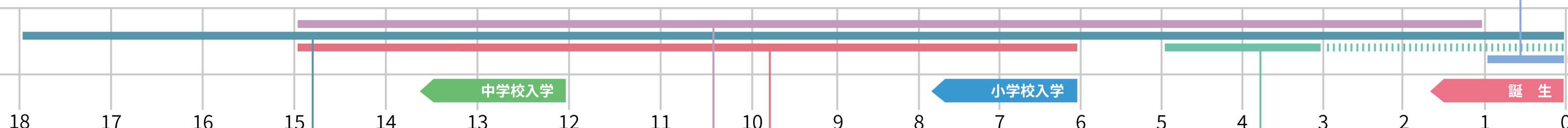
子育て

出産から18歳まで充実した支援体制で
皆さんの未来を応援します



お子さまの誕生をお祝いして出産祝い金を支給します。

令和5年度から支給金額が大幅アップ！新しい家族との生活を応援します。

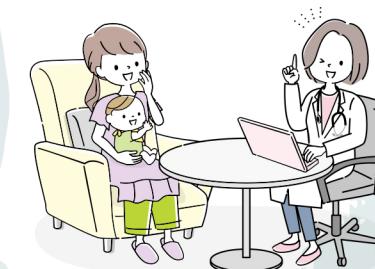


湯浅町
独自

乳幼児子ども医療費
の助成(0～18歳)

▼健康推進課 TEL 65・3008

18歳まで自己負担分の医療費を
助成します。



湯浅町
独自

小児インフルエンザ
ワクチン接種の助成

▼健康推進課 TEL 65・3008

1歳から中学3年生まで、小児
インフルエンザワクチンの接種
費用を3,700円（上限1回
あたり）まで助成します。

湯浅町
独自

小中学校給食費無償化

►教育委員会 TEL 63・1111

町内在住で小中学校に通う
児童・生徒の給食費を無償化しています。

未就学児(3～5歳)
給食費の助成

▼教育委員会 TEL 63・1111

3歳から5歳で提供される給食の主食費
1食40円、副食費月額上限4,500円
を助成します。

第2子以降
保育料・食材料費の補助
►教育委員会 TEL 63・1111
第2子以降を生み育てる世帯の経済的
な負担軽減、その世帯の仕事と子育て
の両立を支援するため、第2子以降の
保育料、食材料費を補助します。
(所得制限あり)



出生後(出生届提出後)
5万円

出産前(妊娠届提出後)
5万円

妊娠から出産・育児まで保健師による相
談支援と費用面でのサポートを行います。

►健康推進課 TEL 65・3008



出産・子育て応援ギフト

※ご希望の方はご相談ください

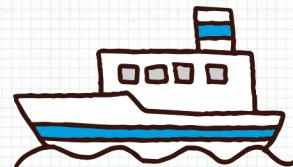
漁業担い手育成支援事業

▶産業建設課 TEL 64・1124



漁業

漁業の未来の担い手のために



漁村の「しごと・担い手」を次代につなげるための実行計画に基づき漁協などが取り組む新規担い手育成や地域活性化などを支援します。

創業



創業支援事業補助金

▶ふるさと振興課 TEL 64・1112



湯浅町での
あなたの挑戦を応援します

条件

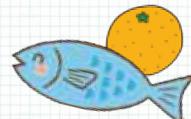
- すでに事業を営んでいない方で、新たに事業を開始する方
- すでに事業を営んでいる個人・法人の場合、業態転換や新事業への進出がともなうこと



上限100万円
(10分の10補助)

特産品開発

湯浅町の新しい魅力を
発見してみませんか？

特産品等開発
奨励補助金

▶ふるさと振興課 TEL 64・1112

湯浅町の資源を活かした新商品の開発を支援します。魅力ある特産品やお土産で湯浅町をさらに盛り上げましょう！

上限50万円

受付期間：4月3日(月)～5月31日(水)

※6月に事業内容や商品のプレゼンテーションを行なう審査会を実施予定です。

条件

- 販売が見込まれること
- 町の特産品としての定着が期待されること
- 町の产品を活用した事業であること

**補助対象事業費の
上限1,000万円**
(経営開始資金事業と合わせて
補助を受ける場合は上限500万円)

条件

- 経営開始時に49歳以下の方
- 本人負担分について融資を受けていること

次世代を担う新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取り組みを支援します。



経営発展支援事業補助金

▶産業建設課 TEL 64・1124

条件

- 湯浅町内の耕作放棄地で1年以上耕作されておらず、草刈り等の管理ができていない農地
- 湯浅町内の農業者で賃借・売買の農業委員会手続きが完了している方

上限75万円
(1aあたり 15,000円)農業経営
支援事業補助金

▶産業建設課 TEL 64・1124

農業経営の改善・安定を促進し、農作業の省力化・軽減するためにモノラックのレール整備費用、クローラー運搬車の購入費用に対して一部補助します。

モノラックのレール（本機を除く資材費用として）

上限15万円

(4分の1補助)

クローラー運搬車（購入費用として）

上限10万円

(4分の1補助)

年間150万円
(最長3年)

新規就農者が就農直後に経営確立するために必要となる資金を支援します。

経営開始資金補助金

▼産業建設課 TEL 64・1124

耕作放棄地
再生事業補助金

▶産業建設課 TEL 64・1124

令和5年度から
スタート
湯浅町
独自

農業者人口の減少、高齢化や担い手不足による耕作放棄地化が進むなか、担い手への農地集約を促し、耕作放棄地の解消・発生防止のため、耕作放棄地を再整備する農家に対して一部補助します。

上限75万円
(1aあたり 15,000円)

農業

思いをカタチに
ものづくりを支援します